

一 取引時確認における確認事項および必要な書類 一

【個人のお客さま※1】

氏名・住所・生年月日	顔写真のある本人確認書類 <ul style="list-style-type: none">・運転免許証・運転経歴証明書(2011年4月1日以降交付のもの)・旅券(パスポート)※2・在留カード・マイナンバーカード等のうちいずれか1つ 顔写真のない本人確認書類 <ul style="list-style-type: none">・各種福祉手帳・年金手帳(ただし、住所・氏名・生年月日の記載があるものに限ります)・各種資格確認書等のうちいずれか2つもしくは上記書類に加え、公共料金の領収書等の補完書類※3のご提示
	窓口等で確認させていただきます
取引を行う目的・職業 外国PEPs※4の確認	窓口等で確認させていただきます

【法人のお客さま※5】

名称・本店や主たる事務所の所在地	履歴事項全部証明書(発行後6か月以内)※6
来店された方の氏名 住所・生年月日等	「個人のお客さま」に記載されているものに加え、委任状の持参等により、法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。
事業内容・取引を行う目的 実質的支配者(個人)の氏名・ 住所・生年月日※7	窓口等で確認させていただきます

※1 代理人の方が来店される場合には、代理人の方の「氏名・住所・生年月日」が確認できる本人確認書類及び委任状の提示をお願いします。

本人確認書類は全て原本をご用意ください。コピーでの対応は致しかねます。なお、法定代理人の方が来店される場合は、代理権限の確認が可能な書類のご提示を併せてお願いします。

※2 2020年2月4日以降に発給申請された旅券(パスポート)には、住所記載(所持人記入欄)がない為、他の本人確認書類または後記※3の補完書類についても併せてご提示をお願いします。

※3 補完書類とは、納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書等をいい、領収日付または発行年月日がご提示を受ける日の前6ヶ月以内のものに限ります。ただし携帯電話の領収書は除きます。

※4 外国PEPsとは、外国の高位の政治家、政府高官、司法官、軍当局者等、特に公的な機能を任されている(過去に任されていた場合も含む)個人、またはその親族をいいます。詳しくは2ページをご確認ください。

※5 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類(上記)以外の書類のご提示をお願いすることがございます。また、国、地方公共団体、上場企業等については一部取扱いが異なる場合がございます。

※6 同法にもとづき履歴事項全部証明書をお持ちになる場合、確認事項は複数ございますが、1通のみで結構です。

※7 実質的支配者に該当する方は、法人の形態により異なります。恐れ入りますが、3ページをご確認ください。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴う確認のお願い(外国の重要な公的地位にある方との特定取引について)

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」とします。）が改正されたことに伴い、平成28年10月1日から、**外国の重要な公的地位にある方（外国P E P s）である方（過去にその地位にあった方）およびその家族の方、ならびにこれらの方が実質的支配者である法人のお客さま**については、次のとおり厳格な確認の対象となります。

⇒ 既に本人特定事項等の確認が行われていても、新たに別の預金口座の開設などを行う場合には、再度確認をお願いすることとなります。また、200万円を超える財産の移転を伴う取引を行う場合は、再度の本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認に加えて、資産および収入の状況について書類（源泉徴収票、預貯金通帳等）で確認をさせていただくことになります。

なお、外国の重要な公的地位にある方とは、次に示すとおりです。

お手数おかけして誠に申し訳ございませんが、ご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

【外国P E P sの範囲】

● 「外国の重要な公人」（外国P E P s）とは以下に該当する者をいいます。

1. 以下の『外国の重要な公的地位にある者』に該当する方または過去にこれらものもであった方

- 国家元首
- 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1に掲げる者の親族（配偶者（事実婚含む）、父母、子、兄弟姉妹、ならびにこれらの者以外の配偶者の父母及び子）

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴う実質的支配者の確認のお願い(法人のお客さま)

犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」とします。)が改正されたことに伴い、平成28年10月1日から法人のお客さまにおける実質的支配者の定義が変更になっております。

法人のお客さまにおかれましては、資本多数決法人である場合(株式会社、有限会社等)は、左の図に従って、資本多数決法人でない場合(一般社団法人、一般財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人等)は、右の図に従って実質的支配者をご判断いただき、その方の氏名、住居、生年月日をご申告ください。

なお、既に当組合でお取引いただいているお客さまにおかれましても、実質的支配者の定義の変更に伴い、改めてご確認をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

お手数おかげして誠に申し訳ございませんが、ご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

